

第6次地域管理経営計画書

第6次国有林野施業実施計画書

(北山・十津川森林計画区)

(第二次変更計画書)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和 8年3月31日
(変更年月 令和7年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

[地域管理経営計画書]

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

第6次地域管理経営計画書（北山・十津川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき、地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

間伐対象林分の見直しを行ったことから、伐採総量に関する計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

② 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

ア 伐採総量

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
山地災害防止タイプ	—	(49) 5,851	5,851
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	4,974	(647) 82,503	87,477
計	4,974	(696) 88,354	[6,000] 93,328

注：1 () は間伐面積です。

2 [] は外書で、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量です。

3 保護林周辺林分については皆伐を行いません。

4 四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(4) 伐採総量	1
5 治山に関する事項	2

第6次国有林野施業実施計画（北山・十津川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

間伐対象林分及び治山計画の見直しを行ったことから、関係項目に関する計画を変更します。

【変更する内容】

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)の②のア）

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	(49.22) 5,851	5,851				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵 養 タイプ	天 然 林	—	—	—			
	複 層 林	—	—	—			
	複層林(面的)	4,018	21,127	25,145			
	長 伐 期	—	60,983	60,983			
	分 散 伐 区	—	—	—			
	施業群設定外	956	393	1,349			
	小 計	4,974	(647.18) 82,503	87,477			
合 計	4,974	(696.40) 88,354	93,328	6,000	99,328	—	99,328
年 平 均	995	(145.12) 18,226	19,221	1,200	20,421	—	20,421

注：1 「間伐」欄の()は間伐面積です。

2 年平均は、従前の年平均に当該計画変更による伐採の増減量を残期間(年数)で除したものを加えて算出しています。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林			地		林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
天 川 村	2,570	(335.97) 48,022	50,592	/	/	/	/
野迫川村	1,448	(16.90) 1,904	3,352				
十津川村	956	(69.31) 10,145	11,101				
下北山村	—	(91.36) 10,480	10,480				
上北山村	—	(182.86) 17,803	17,803				
合 計	4,974	(696.40) 88,354	93,328				

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は間伐面積です。

5 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5)の①)

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置(国有林・林班)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
地 峯 1027 伯 母 子 821、824	保 全 施 設	山 腹 工	6	
地 峯 1027		溪 間 工	1	
計			7	
黒 瀬 谷 81 馬 部 谷 83 伯 母 子 831 龍ノ谷山 1069、1070	保 安 林 の 整 備	本 数 調 整 伐	108.40	
計			108.40	